

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成24年3月15日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成23年1月1日から同月31日までの間の防府警察署のレーダー無線業務日誌」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成23年1月1日から同月31日までの間の防府警察署のレーダー無線業務日誌」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、平成24年4月16日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成24年4月27日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

測定された速度は、条例第11条第4号及び第6号の不開示情報に当たらない。

#### 3 実施機関の理由説明に対する意見

意見書の提出はされなかった。

### 第4 実施機関の説明要旨

#### 1 非開示とした部分及び理由

(1) 決裁欄の警察職員（警部補以下の職員）の印影

当該情報は、警察職員の職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、これらの危険を回避し、警察職員が職務に専念できる環境を確保する観点から、条例第11条第2号並びに条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）第1号の非開示情報に該当し、開示をしないことができる情報と判断したものである。

(2) 無線従事者欄、勤務員欄に記載された警察職員（警部補以下の職員）の氏名  
(1)に同じ。

(3) テスト結果欄の警察職員（警部補以下の職員）の印影  
(1)に同じ。

(4) 作業実施状況欄の実施場所、取締り結果欄の速度

交通取締りは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第1条に規定された「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」という目的を実現するために行っているものであり、警察法（昭和29年法律第162号）第2条においても警察の責務として規定されている。

このうち速度取締りは、特定の場所に警察官がレーダー等の速度測定機器を設置して行う取締りや、白バイ・パトカーなどが違反車両を追尾して速度測定を行う取締りなどのことであり、取締りの実施場所は、速度測定器の設置場所の有無、違反車両の安全な誘導空間の有無、停止・取調べ場所の安全性確保の可能性、あるいは道路交通への影響の度合いその他道路環境等の要件充足性を総合的に検討し、安全かつ効果的な取締りが実施できると判断される場合に限り選定されるものであるため、必然的にその選定は限定的かつ固定的にならざるを得ない。

また、速度取締りについては、検挙主義に走ることなく、真に交通事故防止を推進することを目的としており、個々の取締りにおいては、取締りの公平性の観点から、危険性・迷惑性を考慮して、検挙すべきものとそうでないものとに区別した基準を設けている。したがって、実際に測定された速度が規制速度を超過したからといって、その全てを検挙しているものではなく、基準となる速度以下については検挙の対象としていない。

ア 条例第11条第6号の該当性について

速度取締りは、取締りがどこで行われているのかについて運転者が予測できないことによって、取締りを行っているか否かにかかわらず運転者が速度違反を犯すことをためらうという心理的効果をもたらすところに意味があると考えられる。しかしながら、速度取締りの実施場所を開示した場合、過去に実施された取締りの場所が明らかになり、将来行われる取締りの場所が容易に推測され、その結果、開示された取締り場所を通過する際にのみ交通法規を守り、それ以外の場

所では取締りが行われる可能性も低いことから、交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高くなり、交通モラルの低下や法秩序の形骸化を招くとともに、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となる。

また、測定速度を開示した場合、違法ではあるが検挙されない範囲が推測され、その結果、検挙されない範囲における違法な行為が可能となり、交通取締りを免れるなどの対抗措置がとられる可能性があり、公平な交通取締りの事務に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

さらに、このような交通取締りの基準に関する情報を開示したことにより、取締りの対象とならない程度の交通違反が増加することが十分に予想され、その結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど道路交通法の目的そのものを実現することができなくなり、道路交通行政の事務に多大な支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該情報は、条例第11条第6号に該当すると判断したものである。

#### イ 条例第11条第4号の該当性について

速度取締りの実施場所を開示した場合、前記アのとおり、将来行われる取締りの場所が容易に推測されることから、その結果、取締りが行われていない場所における交通法令違反という犯罪行為を容易にし、又は助長するおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧等に支障が及ぶおそれがある。

また、測定速度を開示した場合、違法ではあるが検挙されない範囲が推測され、その結果、検挙されない範囲内における違法な行為が可能となり、交通法令違反という犯罪行為を容易にし、又は助長するおそれがある。

さらに、交通違反の大半は、交通反則通告制度を適用して行政処分として処理されるが、特定の違反や違反者が反則金を納付しない場合、違反事実を否認したり、居場所又は氏名が明らかでないとき、あるいは逃亡するおそれがあるときなどは、当該違反は刑事手続きに移行し処理されることとなる。したがって、本件非開示部分に記載された速度取締りに関する情報は、刑事手続きに移行する場合には、捜査の基準にもなり得る事項である。

以上のことから、本件非開示部分は、交通法令違反事件の捜査に関する情報であり、これを開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当すると判断したものである。

#### (5) 取締り結果欄及び枠外の違反車両・参考車両の登録番号

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとして、条例第11条第2号の非開示情報に該当し、開示をしないことが

できる情報と判断したものである。

#### (6) 取締役結果欄及び株外の会社名

当該情報は、法人に関する情報であり、これらを開示することにより、当該法人に信用上不利を与えるおそれがあることから、条例第11条第3号に該当し、開示をしないことができる情報と判断したものである。

### 2 意見

山口県警察においては、情報公開の開示請求に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、開示できる情報は積極的に開示しているところである。しかしながら、本件請求は、条例第11条第2号から第4号まで及び第6号の非開示情報に該当する情報を含む公文書を対象としていることから、当該情報を非開示とした部分開示とすべきものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、交通取締りの実施に当たり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

### 2 条例第11条第2号該当性について

#### (1) 条例第11条第2号について

第11条は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

#### (2) 本件公文書について

実施機関が非開示とした警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影並びに車両の登録番号は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

### 3 条例第11条第3号該当性について

#### (1) 条例第11条第3号について

第11条は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハマまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかは問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として、顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として、不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として、内部監査実施状況報告書などが考えられている。

#### (2) 本件公文書について

実施機関が非開示とした法人の名称は、速度超過の疑いで停止を求められた車両に記載されたものであり、開示することにより、当該法人に信用上不利益を与えるおそれがあり、かつ、条例第11条第3号イからハマまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

### 4 条例第11条第4号該当性について

#### (1) 条例第11条第4号について

条例第11条は、第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内

のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報などが考えられている。

## (2) 本件公文書について

実施機関の説明によれば、速度取締りの実施場所については、速度測定器の設置場所の有無、取締り実施時の安全性、道路交通への影響等を総合的に検討する必要があり、その選定は、限定的かつ固定的にならざるを得ず、また、個々の取締りにおいては、規制速度を超過した者の全てを検挙しているものではなく、取締りの公平性の観点から、危険性・迷惑性を考慮し、特定の速度以下の場合には検挙の対象としていないとのことであるが、この説明に不合理な点はなく、当審査会としても首肯できるものである。

このような速度取締りの実情を前提にすると、本件公文書に記載されている実施場所及び測定速度を開示した場合、同様の開示請求を繰り返すことにより、将来の実施場所及び違法ではあるが検挙されない速度の範囲が容易に推測され、違法行為を助長したり、より巧妙に行うことを可能にすることとなるため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることに相当の理由があると認められることから、条例第11条第4号に該当し、同条第6号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成24年 5月10日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 5月14日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成24年 5月28日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年 5月30日	実施機関から提出された理由説明書の写しを審査請求人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成24年 7月26日	事案の審議を行った。
平成24年 8月23日	事案の審議を行った。
平成24年11月 8日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成24年11月8日現在)